

特別の教育課程による日本語指導に係る 学校を中心とした地域教育体制強化のための規制改革

R7.12.11 提案者 提出資料
①外国人児童生徒への日本語指導体制について

資料 1

提案者

共生社会実現コンソーシアム、大阪府、大阪市

提案概要

- 日本語指導を必要とする児童生徒の急増（詳細は資料2）により、学校・教員を中心とした日本語指導体制の強化が急務。
- 学校以外の運営主体・場所で、教育職員免許状を有しない者であっても、「特別の教育課程による日本語指導」の実施を可能とすることで、学校・教員の負担軽減及び学校を中心とした地域における教育体制の強化を図る。

現行の規制

× 運営主体・場所の制限

学校において実施しなければならない。

学校教育法施行規則第56条の2、
第56条の3 他

× 指導教員の制限

教員免許を有する教員が実施
しなければならない。

教育職員免許法第3条
学校教育法第37条 他

規制改革提案

○ 学校以外の運営主体・場所

**(NPO法人や日本語学校等)でも、
一定の要件を満たす場合、特別の教育
課程による日本語指導を可能にする。**

一定の要件

地域の小中学校等との連携体制を有する者
及び当該者が運営する場所

○ 教員免許を有しない者であっても、

**一定の要件を満たす場合、
日本語の指導を行うことができるよう**にする。

一定の要件

相当程度のスキルと実績を有する日本語
指導を行うスタッフ

文部科学省にもご説明の上、実証事業を通じて、
現行と同等以上の質が担保できるかを確認中（詳細は資料3）

関係法令の整理①

【規制・制度化変遷】

- ・平成25年5月31日 『日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議』
- ・平成26年1月14日 『学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)』(以下、「26年通知」という。)
- ・平成26年1月 『文科省HP「CLARINETへようこそ」Q&A「指導者」、「指導の形態及び場所について」』(以下、「26年Q&A」という。)

【規制改革提案事項根拠法令等】

《教育職員免許法 第3条》

教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。

《学校教育法施行規則 第56条の2》

小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

《学校教育法施行規則 第56条の3》

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

《学校教育法施行規則 第79条》

第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

この場合において、～～第五十五条から第五十六条の二まで及び第五十六条の四の規定中「第五十条第一項」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条(中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項)」とあるのは「第七十三条(併設型中学校にあつては第百十七条において準用する第百七条、小学校連携型中学校にあつては第七十四条の三、連携型中学校にあつては第七十六条、第七十九条の九第二項に規定する小学校併設型中学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第二項)」と、「第五十二条」とあるのは「第七十四条」と、第五十五条の二中「第三十条第一項」とあるのは「第四十六条」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校」と読み替えるものとする。

関係法令の整理②

【規制改革提案事項根拠法令等】

『学校教育法施行規則 第79条の6』

1 義務教育学校の前期課程の教育課程については、～～第五十六条の二及び第五十六条の四中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第一項並びに第七十九条の六第一項において準用する第五十条第一項及び第五十二条の規定に基づき文部科学大臣が公示する小学校学習指導要領」と読み替えるものとする。

2 義務教育学校の後期課程の教育課程については、～～第五十五条から第五十六条の四まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。

この場合において、～～第五十六条の二及び第五十六条の四中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第七十九条の五第二項並びに第七十九条の六第二項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部」と読み替えるものとする。

『学校教育法施行規則 第108条第1項』 中高一貫校における前期課程（中学校相当）関係

中等教育学校の前期課程の教育課程については、～～第五十五条から第五十六条の四まで及び第七十二条の規定並びに第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領の規定を準用する。

この場合において、～～第五十六条の二及び第五十六条の四中「第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）及び第五十二条」とあるのは「第百七条並びに第百八条第一項において準用する第七十二条及び第七十四条の規定に基づき文部科学大臣が公示する中学校学習指導要領」と、第五十六条の三中「他の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部」と読み替えるものとする。

『学校教育法施行規則 第132条の3』 特別支援学校関係

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第百二十六条から第百二十九条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

『学校教育法施行規則 第132条の4』

前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該児童又は生徒の在学する特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

関係法令の整理③(平成26年文部科学省初等中等教育局長通知)

«平成26年1月14日 学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)»

記

第1 改正等の概要

1 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成26年文部科学省令第2号)

(1) 特別の教育課程の編成・実施

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、日本語に通じない児童又は生徒のうち、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導(以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。)を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができることとすること。(第56条の2、第79条、第108条第1項及び第132条の3関係)

(2) 他の学校における指導

特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができることとすること。(第56条の3、第79条、第108条第1項及び第132条の4関係)

2 学校教育法施行規則第56条の2等の規定による特別の教育課程について定める件(平成26年文部科学省告示第1号)

学校教育法施行規則第56条の2(同令第79条及び第108条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第132条の3の規定による特別の教育課程について以下のとおり定めたこと。

(1) 指導内容

日本語の能力に応じた特別の指導は、児童又は生徒が日本語を用いて学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるように行うこととする目的とする指導とすること。(第1号関係)

(2) 授業時数

日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間10単位時間から280単位時間までを標準とすること。また、当該指導に加え、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件(平成5年文部科学省告示第7号)に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、2種類の指導の授業時数の合計がおおむね年間280単位時間以内とすること。(第2号及び附則第2項関係)

関係法令の整理④(平成26年文部科学省初等中等教育局長通知)

第2 留意事項

1 特別の教育課程の指導内容等について

日本語の能力に応じた特別の指導(以下「日本語指導」という。)には、当該児童生徒の日本語の能力を高める指導のみならず、当該児童生徒の日本語の能力に応じて行う各教科等の指導も含むものであること。その場合の各教科等の指導内容は、当該児童生徒の在籍する学年の教育課程に必ずしもとらわれることなく、当該児童生徒の学習到達度に応じた適切な内容とすること。

なお、当該児童生徒の受入れに当たって在籍させる学年については、必ずしもその年齢にとらわれることなく、必要に応じて相当の下学年に在籍させることについても配慮すること。

2 特別の教育課程の対象となる児童生徒について

(1) 日本語指導の対象となる「日本語に通じない」児童生徒とは、海外から帰国した児童生徒や外国人児童生徒、その他主たる家庭内言語が外国語であるなど日本語以外を使用する生活歴がある児童生徒のうち、学校生活を送るとともに教科等の学習活動に取り組むために必要な日本語の能力が十分でないものを指すものとすること。

(2) 日本語指導の対象とすることが適當な児童生徒の判断は学校長の責任の下で行うこととし、その際、主たる指導者(以下「日本語指導担当教員」という。)を始めとする複数人により、児童生徒の実態を多面的な観点から把握・測定した結果を参考とすることが望ましいこと。

3 特別の教育課程の指導の形態及び場所について

(1) 日本語指導は、複数校への巡回による指導も含め児童生徒の在学する学校において行うことを原則とするが、指導者の確保が困難である場合等は、他の学校における指導が認められること。

(2) 他の学校において日本語指導を行う場合は、当該指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者の定めに従い、児童生徒の在学する学校及び日本語指導を行う学校が連携しながら、適切に行うこととする。

その際、当該児童生徒の特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校が責任をもって編成すること。また、他の学校の児童生徒に対し日本語指導を行う学校にあっては、当該児童生徒を自校の児童生徒と同様に責任をもって指導するとともに、日本語指導の記録を作成・管理し、当該児童生徒が在学する学校に対して、当該記録の写しを通知すること。

(3) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校の設置者は、当該児童生徒が他の設置者の設置する学校において日本語指導を受ける場合には、当該児童生徒の教育について、あらかじめ日本語指導を行う学校の設置者と十分に協議を行うこと。

(4) 特別支援学校の小学部又は中学部に在学する児童生徒を対象に、日本語指導を行う場合についても、(1)と同様に児童生徒の在学する学校において指導を行うことを原則とするが、指導者の確保が困難であるなどの理由により、例外的に他の特別支援学校、小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程において指導を行う場合は、次に掲げる事項について留意すること。

1 日本語指導を行う学校において、障害のある児童生徒を指導するための支援体制や学校施設設備が十分に整備されていること。

2 障害のある児童生徒が、在学する学校又は自宅から日本語指導を行う学校へ移動するに当たっては、その距離や時間、児童生徒の発達段階等を勘案し、教職員や保護者等との相互の連携・協力の下、安全面に十分配慮すること

関係法令の整理⑤(平成26年文部科学省初等中等教育局長通知)

第2 留意事項

4 特別の教育課程の授業時数について

- (1) 日本語指導に係る授業時数は、児童生徒の実態を踏まえて適切に定めるものとし、特別の必要がある場合には、年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではないこと。また、当該指導に加え、障害に応じた特別の指導を行う場合の2種類の指導の授業時数の合計についても同様であること。
- (2) 授業の実施に当たっては、児童生徒の実態を踏まえ、初期段階における集中的な指導や週当たりの授業時間の段階的な設定など、弾力的な運用が可能であること。

5 特別の教育課程の指導者について

- (1) 日本語指導担当教員は、教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）とし、日本語指導を受ける児童生徒の指導の中心となって、児童生徒の実態の把握、指導計画の作成、日本語指導及び学習評価を行うものとすること。
- (2) 指導を補助する者は、必要に応じて配置し、日本語指導担当教員が作成した指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助や児童生徒の母語による支援を行うものとすること。

6 特別の教育課程の指導計画の作成及び学習評価の実施

- (1) 日本語指導を受ける児童生徒が在学する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にした指導計画を作成し、学習評価を行うこと。
また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望ましいこと。
- (2) 指導計画の様式は、各地域の実情等に応じて定めるものとし、指導計画とその実績は学校設置者に提出すること。

7 その他

教員が、本務となる学校以外の学校において日本語指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。

関係法令の整理⑥(平成26年文部科学省初等中等教育局長通知 別添資料Q&A「指導者」)

Q11 「特別の教育課程」により日本語指導を行う教員は教員免許状を有していることが必要ですか。そうだとすればどのような免許を所有しておかなければならないでしょうか。

A 「特別の教育課程」による日本語指導は、義務教育諸学校に在籍している児童生徒に対して、日本語の能力に応じた特別の指導を、教育課程に位置付けて行うものです。このため、主たる指導者として日本語指導を行う日本語指導担当教員は、常勤・非常勤講師を含む教員であり、小学校であれば小学校教諭の免許状が、中学校であれば中学校教諭の免許状が必要です。なお、日本語指導として、各教科の補充指導を行う場合、中学校においては、当該教科の免許状が必要となります。また、特別支援学校であれば、原則として、これらの免許状に加え、特別支援学校教諭の免許状が必要です。

なお、教員免許状を有していない場合でも、主たる指導者とともに、指導補助者として日本語指導を行うことにより、児童生徒がより充実した日本語指導を受けることができる方が大いに考えられます。(Q13参照。)

Q12 日本語指導担当者に求められる資質はどのようなものでしょうか。

A 日本語指導担当教員を配置するに当たっては、以下の点を十分勘案した上で、適任者を充てることが重要です。日本語担当指導教員は、個々の児童生徒の日本語の能力や特性を的確に把握し、それに応じた指導を行うことが不可欠です。

日本語指導においては、限られた時間の中で1対1の個別指導を行うこともあります。担当教員は、児童生徒の発達段階に応じた教育を行う専門的な知識と指導力を求められることになります。また、近年、外国人児童生徒の国籍や帰国児童生徒の在住国の多様化が進み、教員の幅広い知識と専門性が求められています。

新任教員で、特に単独で日本語指導を行う場合は、日本語指導に関する経験を有していることなどが望ましいでしょう。

また、日本語指導の目的が、在籍学級での学習に日本語を取り組むことができるようになることを踏まえ、日本語指導担当教員は学級担任や教科担当など在籍学級での指導経験を持つことも望ましいと考えられます。さらに、定年退職した元教員を再任用により担当者とすることも考えられます。

Q13 日本語指導に、地域や学校外部の方の協力を得る場合、どのような役割が考えられるでしょうか。

A 「特別の教育課程」による日本語指導を行う際に、指導補助者として、地域の方や日本語指導の専門性を持つ外部の方の協力を得ることは大いに考えられます。

日本語指導に当たっては、日本語指導担当教員が作成する指導計画に基づき、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助を行ったり、児童生徒の母語が分かる場合は、通訳・翻訳・母語による支援を行ったりすることが考えられます。また、保護者と学校の母語による連絡調整においても役割が期待できます。

日本語指導補助者の要件については、雇用する設置者の判断となります。地域の実情に応じて、経験年数、研修期間、資格などを考慮し、地域人材を幅広く活用することが重要です。

Q17 日本語指導担当教員は教員免許状の更新が必要ですか。また、退職教員を再任用する場合も必要ですか。

A 日本語指導教員は常勤・非常勤を含む教員であるため、免許状更新講習の受講義務があります。よって、退職教員も含め、日本語指導教員は、免許状の更新期限までに免許状更新講習の受講及び都道府県教育委員会への手続きを行う必要があります。(ただし、昭和30年4月1日以前にお生まれの方は教員免許更新制の対象外であるため、所持する免許状は生涯有効となります。)

また、免許状の更新期限を過ぎた後に日本語指導教員として任用される場合は、新免許状(平成21年4月1日以降に授与された免許状)を所持する場合と、旧免許状(平成21年3月31日までに授与された免許状)を所持する場合で取扱いが異なります。(後述の文部科学省ホームページ参照。)

なお、指導補助者として日本語指導を行う方は、免許状更新講習の受講義務者ではないため、免許状の更新を行わなくても勤務を続けることが可能です。教員免許更新制の詳細については、文部科学省ホームページを御覧ください。

文部科学省ホームページ(「教員免許更新制・ケース別手続きの流れ」):https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm

関係法令の整理⑦(平成26年文部科学省初等中等教育局長通知 別添資料Q&A「指導の形態及び場所について」)

Q25 「特別の教育課程」による日本語指導を行う教室は、どこに設けるべきでしょうか。

A 日本語指導を行う場所は、対象児童生徒の在学する学校において、在籍学級とは別の教室で行うことを原則とします。在学する学校で指導者が確保できない場合、複数校への巡回による指導体制を組むことも考えられます。

特に、対象児童生徒が少数である地域においては、巡回による指導は体制づくりのひとつとして有効だと考えられます。また、児童生徒が在学する学校において、指導者の確保が困難な場合、他の学校において授業を受けることも認められます。

Q26 「特別の教育課程」による日本語指導を行う教室を、学校外の施設に設けることはできるでしょうか。

A Q25で述べたように、対象児童生徒の在学する学校において行うことが原則です。

しかしながら、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により、学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難な場合など、やむを得ない事情がある場合には、次の要件を満たす場合に限り、学校外の施設において日本語指導を行うことも認められます。

- 1、地方公共団体又は学校設置者が管理・運営する施設であること。
- 2、学校設置者が日本語指導を行う教室の運営について、運営要綱等で定めていること。
- 3、特別の教育課程は、児童生徒の在学する学校の校長の責任の下に編成し、それをもとに教員が指導を行うこと。
- 4、児童生徒の在学する学校、学校設置者、保護者と十分に連携協力を図ること。

Q29 日本語指導が必要な児童生徒が、A校では1人、B校では3人、C校では2人というように少ない場合、「特別の教育課程」による日本語指導の体制を整備するにあたって、どのような工夫が考えられますか。

A 各都道府県における教員配置については、担当する児童生徒の日本語の習得状況、人数や在学する学校からの距離、一人当たりの指導時間数、個人指導・グループ指導の多寡などを総合的に勘案して判断する必要があります。

各学校において日本語指導が必要な児童生徒が少ない場合には、一つの学校に一人の専任教員を配置すると持ち時間が非常に少なくなることから、それぞれの学校に教員を配置することは困難であり、教員の複数校兼務あるいは非常勤講師の任用など、各教育委員会で、実情に応じて工夫することが求められます。

Q30 小学校の児童と中学校の生徒の双方を対象として、同時に同じ教室で「特別の教育課程」による日本語指導を行うことはできますか。

A 日本語指導を受ける児童生徒は、学級に在籍しながら「特別の教育課程」による日本語指導を受けることができます。この「特別の教育課程」による指導は、あくまでも当該児童生徒の正規の教育課程の一環として位置付けられるものであり、中学生の場合は、中学校の教育課程の一環として、中学校において中学校の教員により行われる必要があります。

このため、小学校の児童と中学校の生徒の双方を対象とし、「特別の教育課程」による日本語指導を同時に行うことはできません。

ただし、近隣する小学校と中学校において、空き教室の余裕がなく、どちらかの学校が空き教室を提供し、同一教室内で、小学校の児童に対して小学校の教諭が、中学校の生徒に対して中学校の教諭が別々に「特別の教育課程」としての日本語指導を行うことは可能です。